



監査品質のマネジメントに関する年次報告書

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

I. マネジメント報告書 (施行規則第 95 条対応)

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

(1) 監査事務所最高経営責任者からのメッセージ

(経営方針及び監査品質向上に向けた取組について)

当法人は、日本経済・資本市場の健全な発展と信頼の実現に貢献するために、平成 3 年に設立された法人です。令和 7 年 7 月 2 日付けで「東光監査法人」から「東光有限責任監査法人」へ商号を変更いたしました。

創業時の理念は、社員同士仲良く助け合い、クライアントにはきめ細やかなプロフェッショナルサービスを提供していくことでした。現在も創業時の理念を継承しつつ、時代の要請を加味した 7 つの経営理念を掲げております。

<経営理念>

1. 弊法人の力の源は、中小監査法人にしかできない人に依拠したきめ細かなプロフェッショナルサービスである。
2. 監査品質を最優先で考えより質の高い監査を一貫して実施することは、公共の利益につながるものであり、市場の期待に応えることになる。
3. 職業的専門家としての高度な倫理感と豊かな価値観及び人間性は、顧客目線のサービスと監査品質の確保とのバランスを取るためには社員として欠かすことが出来ない重要な資質である。
4. 小さい組織は、時代の大変革に遭遇しても、柔軟で堅実な経営を遂行することができる。
5. 組織内の連携は、協調性と力強さを生み、新たな価値を創造できる。
6. 全ての専門要員は、業務の実施又は品質管理システムの活動における品質に対する責任を負っており、市場から期待される行動に常に耳を傾ける姿勢をもっている。
7. 弊法人が行う財務及び業務上の戦略的意思決定は、常に品質を最優先に行われる。



東光有限責任監査法人

監査法人の社会的使命は財務情報の信頼性を確保することです。この社会的使命を全うするために、私たちはクライアントとのコミュニケーションを大切にしております。私たちは、クライアントとの緊密なコミュニケーションを通じて、物事の本質を見極めることが重要であると考えており、常にスピード感のある対応を心がけております。

これらを可能にするのが品質管理に対する日常的な取り組みです。私たちは、公正かつ厳格な監査意見を形成するための審査制度や、定期点検などによる日常的監視など、高いクオリティを維持するための組織的な品質管理システムを構築し、効率的かつ効果的な監査を遂行するリスク・アプローチを徹底しております。

今後も変化し続ける経営環境の中で、必要な知識やスキルも変わってまいります。新しく豊かな発想で常に新しい知見を探索し続けることで、社会に適応し続ける監査法人を目指してまいります。

<品質管理に向けた取り組みについて>

監査品質向上に向けた取り組みとしては、監査品質の基本方針を定め全ての専門要員が基本方針を遵守するよう取り組んでおります。また組織的な品質管理体制が運用されるために行動指針を設け全社一丸となった品質向上に取り組んでおります。

<行動指針>

1. 職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢を保つため、日本公認会計士協会が提供する倫理研修を毎年受講すること。
2. 常に監査品質の基本方針に従った監査品質を第一に考えた業務にあたること。
3. 事務所の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有できるようにグループウェア上に最新情報をアップすること。
4. 月例社員会では、監査現場で得た品質管理に有益な情報を積極的に発信すること。
5. 知識の向上と感性を磨き続けること。
6. 組織運営に関心を持ち、積極的に関与すること。
7. クライアント及び仲間（社員・専門職員・スタッフ）を大事にすること。
8. パブリックとしての法人組織であることを常に意識すること。

(2) 事務所概要（2026年3月31日現在）

事務所名	所在地	設置年月日	備考
東光有限責任監査法人	東京都新宿区揚場町1番1号揚場ビル3階	令和4年12月18日	
計 総事務所数1ヶ所			

事務所 名	社員数		顧問相 談役等	使用人数				計
	公認会 計士	特定社 員		公認会 計士	公認会 計士試 験合格 者等	監査補 助職員	その他 の事務 職員	
東光有限 責任監査 法人	15人 〈15〉 〔15〕	0人	0人	0人 (43)	0人 (0)	0人 (0)	2人 (0)	17人 (43)
計	15人 〈15〉 〔15〕	0人	0人	0人 (43)	0人 (0)	0人 (0)	2人 (0)	17人 (43)

〈内書〉公認会計士の登録を受けたのち3年以上監査証明業務に従事している者

〔内書〕代表社員

(外書) 非常勤職員

事務所 名	被監査会社等							備考
	金商 法・会 社法監 査	金商法 監査	会社法 監査	学校法 人監査	労働 組合 監査	その他の 法定監査	その他 の任意 監査	
東光有限 責任監査 法人	12社 (12)	0社 (0)	8社 (0)	9社 (0)	2社 (0)	3社 (0)	27社 (0)	
計	12社 (12)	0社 (0)	8社 (0)	9社 (0)	2社 (0)	3社 (0)	27社 (0)	

(外書) 大会社等

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当法人における品質管理に関する方針と手続を品質管理規定として定めております。

品質管理規定については、それに従って全社員が品質管理活動に取り組むとともに、全体研修会において、全ての専門要員にも徹底し、全員が品質管理に高い意識をもって取り組め

るよう徹底しております。品質管理活動は、個々の監査業務に適切に落とし込まれる必要があると認識している為、ITを中心にしたハード及びソフトの法人内インフラを整備しております。インフラ利用に関する監査業務ルールは、明確にした上で研修を通じて周知を徹底しております。監査責任者は、品質管理部長から伝達された、品質管理のシステムの評価の結果に関する最新の情報、及び当該情報で指摘された不備が担当する監査業務に影響を与えることがあるかどうかを考慮しなければならないこととし、実行結果はモニタリングを通じて確認しております。

(2) 組織・ガバナンス基盤

「基本方針」

当法人では、経営理念及び行動指針において、監査品質を高める要素を取り込み、法人として監査品質を第一に考えることを宣誓しております。これに従い、社員、専門職員及び職員は監査業務において監査品質を維持・向上させること、各法人運営方針の決定にあたり監査品質を優先し行動しております。

当法人の組織体制は、最高意思決定機関としての社員会をはじめ、社員会への上程案の審議、中長期的課題の検討、社員会での決定事項に基づく具体的な業務執行の確認と調整、指示を行う経営会議、社員会から権限を委譲された範囲の日常的な重要事項を遂行する4部門（品質管理部、情報システム部、事業推進部、管理部）を設置し日常的な業務運営を実施しております。

また、当法人は、社員全員で構成する社員会をガバナンスの最も重要な基盤と位置付けておりますが、第三者的な視点を経営に取り入れるため、独立第三者機関として一般社団法人監査支援機構を選任しております。

「組織的な業務運営」

1. 社員会

パートナーシップをガバナンスの最も重要な基盤として、社員全員の合議による「社員会」を最高意思決定機関として位置付け、年1回の「定時社員総会」及び毎月開催する「定時社員会」を開催しております。

定時社員総会は、社員の加入及び脱退、定款の変更、包括代表社員の選任、予算及び決算の承認といった法人の基本事項に係る意思決定を行っております。

定時社員会は、月次決算報告や各部門の代表者からの業務執行報告を主な議題としておりますが、法人の経営基盤に直接影響を及ぼす意思決定を要する事項として、監査契約の新規締結及び解除の承認、専門要員の採用、重要な投資の意思決定等、職務権限規程に応じた各種決議を行っております。



2. 経営会議

経営会議は、包括代表社員、副包括代表社員及び各部門の代表者から構成されます。社員会への上程案の審議、中長期的課題の検討、社員会での決定事項に基づく具体的な業務執行の確認と調整、指示を行っております。原則として月に1回開催されます。

3. 包括代表社員、副包括代表社員

定款及び組織管理規程に従い、法人を代表する社員を包括代表社員、包括代表社員を補佐する社員を副包括代表社員として定め、当法人を代表し業務を執行しております。

4. 品質管理部、情報システム部、事業推進部、管理部

業務の組織的、かつ、能率的な運営を図ることを目的として、組織管理規程及び業務分掌規程に基づき、品質管理部、情報システム部、事業推進部、管理部を設置し日常の業務運営を実施しております。各部門における実施事項は経営会議に報告され状況が確認されます。また、各部門の代表者は定時社員会にて部門の活動状況を報告します。

5. 評価・監督機関

経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するという監督・評価機関として第三者の独立した評価機関を設けております。第三者評価機関として、監査法人の対応への支援を行うことにより、監査法人の監査品質の向上を実現することを目的とする一般社団法人 監査支援機構を専任しており、同支援機構から独立性を有する第三者としての助言を受けております。

6. 品質管理連絡会

当法人では、監査品質に関する最終責任を負う包括代表社員のもとで、品質管理全般を担う品質管理部、監査業務でのテクニカル上のサポートを行う情報システム部で運営される品質管理連絡会を、年に2回（4月、10月）、専門要員の全員を対象として実施しております。包括代表社員から当法人の品質を第一に考える方針について説明をしたうえで、品質管理及び会計基準等の監査業務を遂行するにあたり、専門要員の全員が認識しておくべき事項について確認しております。

また、包括代表社員は品質管理連絡会以外においても、定期的に品質管理の重要性を伝えるメッセージを発信し、当法人の監査品質に対する姿勢が浸透するよう日常的に行動しております。

(3) 人的基盤

<人材採用>

当法人がもっとも大切にしていることは、当法人の構成単位である人の誠実性です。常に誠実な心を持ちそれに伴った行動を維持するには、法人内での教育及び評価を継続しなければなりません。

当法人内では、効率的に誠実性を育む人材教育と評価を行う為に評価規程を設定し、構成単位を社員、専門職員、職員に分類して評価を行っております。

社員には、法人の経営を行いつつ、かつクライアントとのリレーションを司る重要な役割がございます。特に当法人は、社員がインチャージ業務を遂行する「膝をつき合わせたクライアントサービス」を実践しているため、専門性だけではなく誠実性と人間力も兼ね備えなければなりません。社員には、常日頃から自己研鑽に励みながら魅力あふれる人間力の向上に取り組んで貰っております。

専門職員の採用にあたっては、大手監査法人での実務経験者を優先的に採用するようにしております。大手監査法人でトレーニングを受けながら実務経験を有する公認会計士は、監査品質にも意識を持ちながら即戦力として活躍することが期待できます。その点では大変重宝しておりますが、当法人の業務品質確保のための取り組みや当法人特有の文化を理解するため、当法人の主催する品質管理連絡会に必ず参加しております。

職員は、専門要員の後方業務を陰で支援する者です。従って、組織へのロイヤリティが高く、誰とでも親しみを持って接しられる者を優先して配置しております。

<教育管理>

東光有限責任監査法人では、職業的専門家として求められる能力を習得・維持するために、品質管理規程、履修管理マニュアルに以下のように記載をしております。

(品質管理規程)

第 33 条 当法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため以下の方法を採用する。

(1) 職業的専門家としての教育研修（日本公認会計士協会の主催する研修等）

(2) 継続的な職業的専門家としての能力開発

(3) 実務経験

(4) 監査チームの他のメンバーなど、より経験を積んだ専門要員などによる指導

(5) 独立性に関する教育

(6) 当法人外の適格者を利用した専門的研修

2. 当法人は、専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供する。

3. 履修単位については、別途定める履修管理マニュアルによるものとする。

4. 当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供する。

(履修管理マニュアル)

第2条 全ての専門要員は、日本公認会計士協会会則第122条第3項で定める必要な単位数を継続的専門能力開発（CPD＝Continuing Professional Development、以下「CPD」という）制度に従って履修しなければならない。

第3条 第2条に加えて全ての専門要員は、CPDの研修単位を9月末までに20単位（取得できない場合は、12月末までに30単位）、年間40単位を取得しなければならない。

第4条 品質管理部長は每期必須研修を指定し、研修担当社員に通知する。研修担当社員はグループウェアにて全ての専門要員に周知する。

第5条 第4条とは別に、グループウェアにて周知されなくとも、每期2回開催される当法人主催研修については必須研修となり、全員の受講が求められる。

(4) IT 基盤

監査業務におけるITの活用状況については、全ての構成員がエンドポイントセキュリティ、統合管理ツールをインストールした貸与PCを活用し、個々の監査業務において高いセキュリティレベルを確保すると同時に、ITインフラの実装と運用を進めております。監査データは、外部ストレージにて一括管理するようにしております。

情報セキュリティへの取組みとしては、全ての構成員が情報セキュリティの重要性を認識し、遵守すべき方針として「セキュリティ・ポリシー」「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティインシデント対策基準」を策定し、「IT関連のマニュアル」とともに整備、運用しております。

具体的には、「情報セキュリティインシデント対応基準」において、セキュリティインシデントの対応責任、インシデントレベルに応じた対応及びエスカレーションのフローを規定しております。また「情報セキュリティ対策基準」においては、専門要員に求める情報セキュリティの遵守項目を規定しております。年に2回の品質管理連絡会において、セキュリティ・ポリシーを周知しており、違反者は契約解除等を検討しております。

これらの施策により、情報セキュリティのレベルを常に一定水準以上に維持し、情報漏洩及びサイバーセキュリティリスクの低減に努めております。

監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化への対応に関連し、物理的な監査調書の流出・紛失リスクを低減し、また、適時な監査調書の査閲及び調書の管理を可能とすべく、電子監査調書化を実施しております。



(5) 財務基盤

当法人においては、経済インフラを支える公的役割を適切に果たすため安定した財務基盤の確立を推進しております。

特定の顧客に対する報酬依存度についても倫理規則で設定されている水準に照らして、十分に低い水準を継続しており、報酬依存度の高さが監査における独立性を脅かす15%を超える状況はございません。

公認会計士職業賠償責任保険等に保証限度額1請求当たり10億円、保証期間中の保証限度額20億円、サイバーリスク保険に賠償保障額1億円に加入しております。

また、監査法人経営に当たって必要のない資産は一切保有しておりません。

(単位：千円)

	2025年3月期	2026年3月期
1 項業務収入	546,355	600,155
2 項業務収入	14,367	4,052
売上高合計	560,723	604,207
現金及び預金	262,407	221,154
総資産	279,485	282,431
有利子負債	-	-
純資産合計	188,966	202,423

(6) 国際対応基盤

該当ございません

II. 監査法人のガバナンスコードの適用状況 (施行規則第 96 条対応)

【1. 監査法人が果たすべき役割】

原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

当法人の品質管理方針において、当法人が果たすべき使命を明確にし、それを果たすためにはいかなる状況でも監査の品質を第一とすべきことを謳っており、その内容を専門要員すべてのメンバーで共有しております。

また、各種会議体の冒頭において品質管理を優先して行動するよう発言しており、監査現場における内部討議にでも監査品質を組織として持続的に向上している検討結果を議事録として記録しております。

1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

経営理念及び行動指針をホームページとグループウェア上に表示させ法人構成員が同じ価値観を共有するようにしております。またその価値観を実践するために、守るべき規範としての品質管理規程を定めております。

1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

業務評価方針を定め、専門要員に対して年 1 回業務評価を実施しております。業務評価項目には品質管理に関する事項が含まれ、評価結果は評価対象者にフィードバックされることにより各個人が能力を十分に保持・発揮できるよう環境を整えております。

1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

当法人は中小規模法人という小規模な組織のため、常日頃から意見交換ができる環境で業務を遂行しており、知識の蓄積、情報共有は自然な形で実施されております。また、原則として月に一度は全社員が参加する定時社員会が開催され、法人の状況や各業務の進捗、課題共有を行っております。定時社員会においては、時間の許す限り年齢の上下にかかわらず積極的な議論、意見交換が行える開放的な組織風土を有しております。

1－5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。

非監査業務は、監査に必要な知見を広げる効果も期待でき、人材教育の一助になると考えております。

利益相反や独立性の懸念に関しては、受託にあたり利害関係チェックを全社員及び担当する専門職員に対して実施して、慎重に対応しております。

監査先に対する非監査業務は、明確に独立性の阻害要因とならない場合を除き、原則実施しない方針です。

1－6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。

当法人はネットワークやグループ経営を行っていないため、該当ございません。

【2. 組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

2－1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

本報告書「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。

2－2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

会計士協会が主催する研修会を通じて、監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼす重要事項を把握し、社員会を通じて当法人への適用を検討しております。

・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
外部環境の適切な把握分析のため、WEBからの情報の入手、研修会への参加等、必要な情報を可能な限り適時かつ十分に入手できるような体制の構築に努めております。また、被監査会社の経営層とも定期的に積極的な意見の交換を行うようにしております。
・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
当法人では、業務評価規程を制定し、事務所の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての十分な能力の保持・発揮するよう年に一度評価を実施しております。 業務評価を通じて、職業的専門家としての能力を向上させるためのモチベーションを専門要員に与えております。
・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備
本報告書「2(4)IT基盤」をご参照ください。
2－3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。
社員登用の際は、監査実務のみだけでなく、法人業務や外部折衝など、多面的な視点から登用予定者を評価し、時間をかけて選任しております。
原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
3－1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
本報告書「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
3－2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。
選任した独立機関の担当者には、健全な運営ができるよう相当程度の経験と知見を併せ持った方にお願いをしております。また期待している役割を確実に果たして頂くよう知識のアップデートと情報提供をお願いし、当社が認識した課題に適時適切に対応できるようにしてまいります。

3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。
上記3-2をご参照ください。
・経営機能の実効性向上に資する助言・提言
上記3-2をご参照ください。
・組織的な運営の実効性に関する評価への関与
上記3-2をご参照ください。
・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
上記3-2をご参照ください。
・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
上記3-2をご参照ください。
・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
上記3-2をご参照ください。
・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与
上記3-2をご参照ください。
3-4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。
本報告書「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。

【業務運営】

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
4-1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
経営機関の考え方は、グループウェアを通じ専門要員に伝わる体制が構築されておりま す。また監査現場の声は、業務執行社員を通じて社員会に吸い上げられ、法人内におけ

る会計監査の品質向上のに向けた意見交換や議論が積極的に行われております。
品質管理規程には、専門要員の内部通報制度を規定し、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は当法人の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する、不服と疑義の申立てを受領し、調査し、また解決するための方針又は手続が定められております。これにより、法人としての運営方針と専門要員との意思疎通が一層明確になります。

4－2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

品質管理規程には、人事管理・評価及び報酬に係わる方針が策定されております。
また、業績評価規程により、具体的な業務評価の運営方法が明確にされております。

4－3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

社員の特性に合わせて、バランスよくそれぞれの部署に配置しております。

- ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

社員は、監査業務以外の業務に関与する機会を多くもっており、会計監査に関する幅広い知見や経験を獲得する機会是与えられております。

- ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

業務評価のフィードバック時に専門要員の希望や取り組み状況をヒアリングし、今後の法人経営に活用しております。

- ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること

年に一度海外研修を企画し、能力開発の一助になる取り組みをしております。

4－4. 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

監査業務の中で経営者及び監査役等とのディスカッションを適時・適切に行うこととしております。

4－5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

ホームページには、監査ホットラインが設置され外部からの通報に関する方針や手続きは整理されております。また内部にも、通報窓口が設置され、専門要員への周知と運用方針が明確にされております。

【透明性の確保】

原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

5－1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。

本監査品質のマネジメントに関する年次報告書を作成し、毎年9月に公表しております。

5－2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。

- ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢

最高経営責任者等は、その行動と姿勢を通じて下記の品質へのコミットメントを示しております。

監査品質を最重要視する観点から、組織運営及び監査業務のあらゆる局面において最高経営責任者の監査品質重視のメッセージを発信する。経営理念及び行動指針には、監査品質を高める各種要素が込められる。グループウェア上に経営理念及び行動方針を掲げ、社員会、品質管理連絡会の最初には監査品質の宣言を行っております。

- ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針

経営理念及び行動指針に明確に示しております。

- ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報

中長期としては、環境の変化に応じた組織体制の見直しを継続的に行ってまいります。

・監査法人における品質管理システムの状況
当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施し、さらに当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるように、品質管理規程に品質管理システムの整備及び運用に関する規定が定められております。
・経営機関等の構成や役割
本報告書「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方
本報告書「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応
上記1－5をご参照ください。
・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）
本報告書「2(4)IT基盤」をご参照ください。
・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針
本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。
・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況
特定の被監査会社からの報酬が全体報酬の15%を超える被監査会社はございません。
・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況
海外監査に精通した日本人会計士を擁しており、必要に応じて日本の専門要員による現地往査も積極的に実施しております
・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価
定期的検証を行い、監査品質向上に向けて対応しております。
5－3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。
・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況
該当ございません

・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）
該当ございません
・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価
該当ございません
・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要
該当ございません
5－4．監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。
本報告書「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
5－5．監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。
毎年評価の更新を実施してまいります。
5－6．監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。
会計士協会や証券市場を通じて情報収集を行い、組織的な運営の改善に努めてまいります。